

別表

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	基準額	単位	補助率	補助上限額
下記の(1)から(5)に掲げる施設を運営する者。 (1)特別養護老人ホーム (2)介護老人保健施設 (3)認知症高齢者グループホーム (4)小規模多機能型居宅介護事業所 (5)看護小規模多機能型居宅介護事業所	(イ) 補助対象者が当該施設に介護職員の負担軽減に資するロボット等介護機器を導入する事業 ・センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行うもので、①移乗介助②移動支援③排泄支援④見守り⑤入浴支援のいずれかの場面において使用されるもの。	ロボット等介護機器の導入に要する備品購入費、賃借料、需用費及び役務費とする。ただし、賃借料は、当該年度の賃借料とする。 以下は補助対象から除くものとする。 1 保険料 2 携帯端末等のインターネット接続が可能な通信機器 3 機器のメンテナンスに要する費用	600 千円	1台 (機器)	1/2	1施設につき、当該施設の入居定員数に基準額と補助率を乗じて求めた額と、15,000千円のいずれか低い額。
	(ロ) 補助対象者が当該施設に介護職の魅力向上に資する次世代型のロボット等介護機器を導入する事業 ・入居者の生活の質の向上、介護予防等につながる次世代型のもの。	4 交付決定前に購入又は賃借したもの 5 その他本事業の趣旨から適当とは認められない費用	1,000 千円			1施設につき、当該施設の入居定員数を30で除した数(小数点以下の端数は切上げるものとする。)に基準額と補助率を乗じて求めた額。